

## 令和7年小牧市議会第4回定例会会議録

① 令和7年11月28日第4回市議会定例会（第1日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊藤 皇士郎	2 永井 孝典
3 猪飼 健治	4 黒木 明
5 大上 利幸	6 阿部 哲己
7 余語 智	8 佐藤 悟
9 佐藤 早苗	10 山田 美代子
11 安江 美代子	12 谷田貝 将典
13 諸岡 英実	14 河内 光
15 鈴木 裕士	16 石田 知早人
17 (欠員)	18 星熊 伸作
19 加藤 晶子	20 小川 真由美
21 小沢 国大	22 (欠員)
23 河内 伸一	24 小島 倫明
25 舟橋 秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	山下 史守朗	副市長	伊木 利彦
副市長	笠原 浩史	教育長	中川 宣芳
市長公室長	入江 慎介	総務部長	長尾 正人
地域活性化営業部長	石川 徹	市民生活部長	落合 健一
健康生きがいえらい推進部長	駒瀬 勝利	福祉部長	江口 幸全
こども未来部長	川尻 卓哉	建設部長	堀場 武
都市政策部長	舟橋 朋昭	上下水道部長	笹尾 拓也
市民病院事務局長	竹田 孝一	教育部長	矢本 博士
監査委員事務局長	松浦 智明	消防部長	小口 高広
市長公室次長	宇野 嘉高	総務部次長	古澤 健一
地域活性化営業部次長	伊藤 加代子	市民生活部次長	小川 真治

健康生きがい支え合い推進部次長	永 井 政 栄	福祉部 次 長	山 本 格 史
こども未来部次長	野 田 弘	建設部 次 長	矢 澤 浩 司
都市政策部次長	川 島 充 裕	上下水道部次長	三 品 克 二
市民病院事務局次長	堀 田 幸 子	教 育 部 次 長	岩 本 淳
会 計 管 理 者	舟 橋 知 生	副 消 防 長	高 橋 直 人

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 川 正 夫	議 事 課 長	松 宮 克 哉
書 記	舟 橋 紀 浩	書 記	松 井 雅 仁

⑥ 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

- 1 提出議案の報告
- 2 説明員出席要求者の報告
- 3 専決処分について（報告第35号、36号）
- 4 陳情受理の報告について

議案審議

議案第113号 小牧市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

議案第114号 小牧市火災予防条例及び小牧市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第115号 小牧市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 小牧市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第117号 小牧市屋外広告物条例の制定について

議案第118号 小牧市味岡児童館の指定管理者の指定について

議案第119号 小牧市北里児童館の指定管理者の指定について

議案第120号 小牧市道路線の廃止について

議案第121号 小牧市道路線の認定について

議案第122号 令和7年度小牧市一般会計補正予算（第4号）

議案第123号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第124号 令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第125号 令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別

会計補正予算（第1号）

- 議案第126号 令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第127号 令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第128号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第129号 令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第130号 令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第131号 令和7年度小牧市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第132号 令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第133号 小牧市公平委員会委員の選任について
- 議案第134号 小牧市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第135号 小牧市特別職の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第136号 小牧市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第137号 令和7年度小牧市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第138号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第139号 令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第140号 令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第141号 令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第142号 令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第143号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第144号 令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第145号 令和7年度小牧市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第146号 令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦について

(午前10時00分 開会式)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまから令和7年小牧市議会第4回定例会の開会式を行います。

議長挨拶。

（舟橋秀和議長 登壇）

○議長（舟橋秀和）

皆様おはようございます。令和7年小牧市議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

早いもので今年も残すところあと1か月余りとなってまいりました。これから年末を迎えるに当たりまして、何かと慌ただしくなってまいります。

そのような中、議員各位には、また、そして及び市長はじめ関係職員の皆様におかれましても、大変お忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。

さて、今回提出されております議案は、条例案や補正予算案など市政の運営上、極めて重要となる議案ばかりでございます。議員各位におかれましては、市民の皆様の期待に応えることができるよう、建設的かつ慎重な議論に御尽力いただきまして、また、全議員が円滑な議事進行の協力と公正な姿勢で審議に臨むことをお願い申し上げ、開会の挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（小川正夫）

市長挨拶。

（山下史守朗市長 登壇）

○市長（山下史守朗）

皆様おはようございます。令和7年第4回の定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中、御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

去る11月の4日から市役所などの開庁時間を午前9時から午後4時までに変更させていただきました。併せて平日延長窓口の実施や休日窓口時間の変更など、柔軟な開庁体制とさせていただいたところであります。

変更から約ひと月がたつわけでありますけれども、特に大きな混乱もなく、窓口業務を実施をできているところでございまして、市民の皆様方の御理解と御協力に感

謝を申し上げるところでございます。

今回の変更によって生み出された時間で課題解決や業務改善に取り組み、業務の効率化と市民サービスの充実につなげてまいりたいと思います。

さて、11月も終わりに近づきまして、間もなく師走を迎えるところでございます。寒さが厳しくなってきますけれども、空気は澄んで夜空がきれいな季節でございます。11月10日からは、冬の風物詩でもある小牧駅周辺のイルミネーションを実施をしております。今年はテーマを「Luminous 70th～市制70周年、そして光の未来へ～」といたしまして、フォトスポットを7か所設置をして、市制70周年を盛り上げているところでございます。

クリスマス、お正月、バレンタインごとにイルミネーションの飾りつけや色が変化をして小牧の夜を鮮やかに彩る企画となっておりますので、ぜひ皆様お楽しみをいただければというふうに思っております。

そして、現在インフルエンザが流行に入っております。愛知県全域に11月20日からインフルエンザ警報が発令をされております。例年より1か月ほど早い発令でありまして、大変心配されるところであります。市民皆様方におかれましては、手洗いやうがいの励行、また、必要に応じてマスクを着用するなど、感染防止に努めていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします

それでは、今期定例会に提案をさせていただきます議案は、条例案をはじめとして38件でございます。いずれも重要な案件ばかりでございますので、どうか十分御審議をいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

### ○議会事務局長（小川正夫）

これをもって開会式を終わります。

（午前10時05分 閉式）

（午前10時05分 開会）

### ○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は23名であります。

### ○議長（舟橋秀和）

ただいまから令和7年小牧市議会第4回の定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について、本件は会議規則第86条の規定により、議長において、11番 安江美代子議員、24番 小島倫明議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12月18日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月18日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、配付いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

日程第3、「諸般の報告」について、本日、議会に提出されました議案については、配付いたしました38件であります。以上をもって、提出議案の報告に代えます。

次に、今定例会の説明員として、市長、教育長のほか、関係職員に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、御報告申し上げます。

次に、報告第35号及び報告第36号の専決処分について、2件が市長より提出されております。配付いたしましたとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

次に、陳情受理の報告について、本日までに議長のもとに提出されました陳情は、陳情文書表のとおり3件であります。

以上をもって、陳情受理の報告に代えます。

日程第4、「議案審議」に入ります。

議案第113号から議案第117号まで及び議案第134号から議案第136号までの議案8件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## ○市民生活部長（落合健一）

ただいま上程されました議案第113号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第113号「小牧市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案の説明に入ります前に、小牧市環境基本条例を改正するに至った経緯について御説明申し上げます。

近年、地球環境を取り巻く状況は大きく変化し、環境問題は新たな課題に加え、深刻化していることから、日常生活や事業活動を見直すとともに、新たな課題に取り組

むことを明言し、豊かで美しい自然を未来へ残すため、令和7年第1回定例会におきまして、小牧市環境都市宣言の変更について御議決をいただき、本年5月18日に行われました市制70周年記念式典において宣言を行ったところであります。

こうした状況を踏まえ、小牧市環境基本条例の内容についても、新たな環境都市宣言と整合を図る必要があるため、このたび条例改正を行おうとするものであります。

それでは、提出理由であります、議案書にお戻りいただきまして4ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、小牧市環境都市宣言の変更に伴い、全文並びに市、市民及び事業者の責務に関する規定の整備を行う等のため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので5ページをお願いいたします。

1といたしまして、前文において市、市民及び事業者は、未来の子どもたちに豊かで美しい地球を残すために、人類だけでなく多様な生物にとって良好な環境を保全していくかなければならないことをうたい、2といたしまして、市、市民及び事業者の責務について、前文の改正を踏まえた規定の整備を行い、3といたしまして、その他所要の規定の整備を行い、4といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第113号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○消防長（小口高広）

続きまして、議案第114号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第114号「小牧市火災予防条例及び小牧市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、9ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、林野火災の予防に関する規定の整備を行うなどのため必要があるからであります。今回の条例改正に至る経緯を申し上げますと、本年2月に岩手県大船渡市で発生いたしました林野火災を受け、総務省消防庁及び農林水産省、林野庁が共同で当該火災を踏まえた消防・防災対策の在り方に関する検討会を立ち上げ、同検討会において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとの報告書が取りまとめられました。この報告書の内容を受ける形で、本年8月に総務省消防庁より火災予防条例の一部改

正について通知文が発出されたことから、本市の火災予防条例の一部を改正しようとするものであります。

また、10月には林野庁より火災予防条例において、林野火災注意報や林野火災警報が位置づけられる場合には、火入れに関する条例において、対応を明記するよう通知文が発出されたことから、併せて本市の火入れに関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、10ページをお願いいたします。

1 といたしまして、市長は気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、2 といたしまして、市長は林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとし、3 といたしまして、消防庁への届出を要する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等にたき火を追加し、消防長は当該行為等について、当該届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとし、4 といたしまして、林野火災に関する注意報が発表された場合は、火入れを中止しなければならないこととし、5 といたしまして、その他、所要の規定の整備を行い、6 といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第114号の提案理由とその内容についての説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○建設部長（堀場 武）

続きまして、議案第115号及び議案第116号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。議案書の11ページをお願いいたします。

議案第115号「小牧市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由でありますが、14ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、愛知県の道路占用料の改定に準じて、小牧市の道路占用料、都市公園の使用料、公共用物の使用料及び重要河川の土地占用料の一部の見直しを行う等のため必要があるからであります。

内容につきましては参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、15ページをお願いいたします。

1 といたしまして、許可の期間が複数年度にわたる場合の第2年度以降の期間に係る道路占用料、都市公園の使用料、公共用物の使用料及び重要河川区域内の土地占用

料以下、占用料等と申し上げます、の納付期限を当該年度の現行4月30日までのところ5月31日までとし、2といたしまして、占用料等の一部を次の表のとおりとし、16ページをお願いいたします。

3といたしまして、2のほか、道路占用料の一部を次の表のとおりとし、少し飛びまして20ページをお願いいたします。4といたしまして、2のほか、都市公園の使用料の一部を次の表のとおりとし、21ページをお願いします。

5といたしまして、2のほか、公共用物の使用料の一部を次の表のとおりとし、6といたしまして、2のほか、重要河川区域内の土地占用料の一部を次の表のとおりとし、22ページをお願いします。

7といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、23ページをお願いいたします。

議案第116号「小牧市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、25ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、道路構造令の改正に伴い、自転車通行帯に関する基準を定める等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、26ページをお願いいたします。

1といたしまして、自転車通行帯の設置基準を定め、2といたしまして、その他所要の規定の整備を行い、3といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第115号及び議案第116号につきまして、提案理由とその内容の説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

## ○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、議案第117号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第117号「小牧市屋外広告物条例の制定について」であります。

提出理由であります、39ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、屋外広告物に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を考慮した良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきますので、40ページをお願いいたします。

1 といたしまして、この条例は屋外広告物法の規定に基づき、広告物に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を考慮した良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としております。

2 といたしまして、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない禁止地域等について定めております。

3 といたしまして、広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可の期間、条件等について定めております。

4 といたしまして、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものの管理義務等、広告物等の管理監督等について定めております。

5 といたしまして、市長は禁止地域等の指定をしようとするとき、又は広告物等の制限の適用除外の基準を定めようとするときは、小牧市景観審議会の意見を聞かなければならぬこととするものであります。

6 といたしまして、広告物等の除却命令等に違反した者は、50万円以下の罰金に処する等の罰則を定めております。

7 といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第117号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### ○市長公室長（入江慎介）

続きまして、議案第134号及び議案第135号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書第2号の1ページをお願いいたします。

議案第134号「小牧市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案の御説明の前に、条例改正に至る経緯を御説明させていただきます。

本年8月7日、人事院は公務員給与が民間給与を月額1万5,014円、率にして3.62%を下回っていることから、民間給与との格差を解消するため、初任給をはじめ、若年層、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給表の引上げ改定をしました。また、期末勤勉手当を合わせた年間の支給月数は、民間の支給実績を0.05月分下回っていたことから、民間との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分、合わせて0.05月分引き上げる等の内容の勧告をしまし

た。

その後、本年11月11日に、内閣は国家公務員の給与については、人事院勧告どおり俸給及び期末手当、勤勉手当等について改定を行い、合わせて通勤手当等の諸手当にわたり給与制度を整備するという趣旨の公務員の給与改定に関する取扱いについてを閣議決定いたしました。

そこで本市におきましても、人事院勧告に準じて、今回条例案を上程させていただくものであります。

それでは、提出理由であります、18ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、人事院勧告に準じて職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更並びに給料月額の改定を行うとともに、自動車、自転車等を使用する場合の通勤手当の上限額を引き上げる等のため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、19ページをお願いいたします。

1 といたしまして、自動車、自転車等を使用する場合の通勤手当について、一月当たりの支給額の上限を現行3万1,600円のところ、令和7年度にあっては3万8,700円に、令和8年度以後にあっては6万6,400円に段階的に引き上げ、2及び3といたしまして、特定任期付職員を除く職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を令和7年12月分にあっては、いずれも現行から100分の2.5引き上げ、令和8年度以後にあっては、いずれも令和7年12月分の支給割合から100分の1.25引下げ、年間の支給割合を同じにするものであります。

4 といたしまして、令和7年4月1日以後の特定任期付職員を除く職員の給料月額を引き上げ、5といたしまして、令和7年4月1日以後の特定任期付職員の給料月額を引き上げ、20ページをお願いいたします。

6 といたしまして、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を令和7年12月分にあっては、いずれも現行から100分の2.5引き上げ、令和8年度以後にあっては、いずれも令和7年12月分の支給割合から100分の1.25引下げ、年間の支給割合を同じにするものであります。

7 といたしまして、令和7年4月1日以後の会計年度任用職員の給料月額を引き上げ、8といたしまして、その他所要の規定の整備を行い、9といたしまして、この条例は公布の日から施行し、ただし、1から3まで及び6のうち、令和8年度以後に係る部分は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。10といたしまして、1のうち、令和7年度に係る部分4、5及び7並びに8の一部は、令和7年4月1日から、2、3及び6のうち、令和7年12月分に係る部分は令和7年12月1日から適用

するものであります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

議案第135号「小牧市特別職の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、23ページをお願いいたします

この案を提出いたしますのは、ただいま議案第134号で御説明いたしました一般職の職員の給与改定に準じて、特別職及び議会の議員の期末手当の支給割合を変更するため必要があるからであります。

その内容でありますが、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、24ページをお願いいたします。

1といたしまして、市長、副市長及び議会の議員の期末手当の支給割合を令和7年12月分にあっては、現行から100分の5引き上げ、令和8年度以後にあっては、令和7年12月分の支給割合から100分の2.5引下げ、年間の支給割合を同じにするものであります。

2といたしまして、この条例は公布の日から施行し、ただし、令和8年度以後に係る部分は令和8年4月1日から施行しようとするものであり、3といたしまして、令和7年12月分に係る部分は令和7年12月1日から適用するものであります。

以上で、議案第134号及び議案第135号の2議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### ○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、議案第136号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書第2号の25ページをお願いいたします。

議案第136号「小牧市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

提出理由であります、38ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、39ページをお願いいたします。

1といたしまして、この条例は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとし、2といたしまして、特定乳児等通園支援事業者的一般原則を定め、3といたしまして、特定乳児等通園支援事業の利用定員の基準を定め、4といたしまして、

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め、5といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で議案第136号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

次に、議案第118号から議案第121号までの議案4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

ただいま上程されました議案第118号及び第119号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

議案第118号「小牧市味岡児童館の指定管理者の指定について」であります。

提出理由であります、小牧市児童館の設置及び管理に関する条例により、小牧市味岡児童館の指定管理者の指定をするため必要があるからであります。

選定方法は公募によるもので、1団体から応募があり、11月4日に選定委員会を開催し、審査の結果、指定管理者の候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

内容でありますが、1といたしまして、指定管理者の指定をしようとする公の施設の名称は小牧市味岡児童館であり、2といたしまして、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人なないろにこりであり、3といたしまして、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までであります。

なお、42ページに参考資料といたしまして指定管理者となる団体の概要を添付させていただきましたので御参照いただきたいと思います。

続きまして43ページをお願いいたします。

議案第119号「小牧市北里児童館の指定管理者の指定について」であります。

提出理由であります、小牧市児童館の設置及び管理に関する条例により、小牧市北里児童館の指定管理者の指定をするため必要があるからである。

選定方法は公募によるもので、1団体から応募があり、10月9日に選定委員会を開催し、審査の結果、指定管理者の候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

内容でありますが、1といたしまして、指定管理者の指定をしようとする公の施設の名称は小牧市北里児童館であり、2といたしまして、指定管理者となる団体の名称は株式会社小学館集英社プロダクションであり、3といたしまして、指定の期間は令

和8年4月1日から令和11年3月31日までであります。

なお、44ページに参考資料といたしまして、指定管理者となる団体の概要を添付させていただきましたので御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第118号及び議案第119号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、議案第120号及び議案第121号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

議案第120号「小牧市道路線の廃止について」であります。

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道路線を廃止しようとするものであります。

提出理由であります、46ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、既認定路線を整理するため必要があるからであります。

今回廃止をお願いします路線は廃止・・・にありますように、峠4号線ほか8路線で、総延長3284.6メートルであります。

1番、3番、6番、9番路線につきましては、民間開発による道路の付け替えに伴い、既認定路線の一部が廃道となるため一旦廃止し、再認定をお願いするものであります。

2番、4番、5番、7番、8番路線につきましては、民間開発による道路の付け替えに伴い廃道をお願いするものであります。

参考資料といたしまして、47ページに市道路線廃止箇所図を添付させていただいております。

続きまして49ページをお願いいたします。

議案第121号「小牧市道路線の認定について」であります。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定しようとするものであります。

提出理由であります、50ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、市民の利便を増進するため必要があるからであります。

今回認定をお願いします路線は、認定証書にありますように、郷浦57号線ほか5路線、総延長1601.0メートルであります。

1番路線につきましては、民間開発に伴い新規路線として認定をお願いするもので

あります。

2番から6番の路線につきましては、先の議案第120号で廃止する1番、3番、6番、9番の路線を新たな起点や終点にて再認定するものであります。

参考資料といたしまして、51ページから53ページに市道路線認定箇所図を添付させていただいております。

以上で、議案第120号及び議案第121号につきまして、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（舟橋秀和）

次に、議案第122号から議案第132号まで及び議案第137号から議案第146号までの議案21件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### ○総務部長（長尾正人）

ただいま上程されました議案第122号及び議案第137号の2議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

議案第122号「令和7年度小牧市一般会計補正予算（第4号）について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,054万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ714億3,773万円とするものであります。第2条の繰越明許費の補正及び第3条の債務負担行為の補正につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

56ページをお願いいたします。まず、歳入についてであります。

17款1項 国庫負担金は、2億4,263万2,000円の増額であります。障害者自立支援給付費負担金や生活保護費等負担金等の増額によるものであります。2項 国庫補助金は、2,747万5,000円の減額であります。地域介護福祉空間整備等施設整備補助金等の増額がある一方で、デジタル基盤改革支援補助金の減額によるものであります。3項 委託金は206万8,000円の増額であります。事務費交付金の増額によるものであります。18款1項 県負担金は、6,895万8,000円の増額であります。障害者自立支援給付費負担金、低所得者保険料軽減負担金の増額によるものであります。2項 県補助金は480万8,000円の増額であります。精神障害者医療費補助金や地域生活支援事業費等補助金等の増額によるものであります。3項 委託金は68万1,000円の減額であります。参議院議員通常選挙費委託金の減額によるものであります。20款1項 寄附金は、53万6,000円の増額であります。健康いきいきポイント推進事業寄附金として企業

様から御寄附いただいたものであります。22款1項 繰越金は2億2,266万円の増額であります。前年度繰越金を財源化するものであります。23款4項 雑入は、703万9,000円の増額であります。中部公民館保守点検業務等負担金を増額するものであります。

57ページをお願いいたします。次に、歳出についてであります。

1款1項 議会費は652万6,000円の減額であります。人件費の調整と令和7年6月に議員1名が辞職したことに伴う減額であります。2款1項 総務管理費は1億727万円の減額であります。人件費の調整と基幹系システムの標準準拠システムへの移行時期延期に伴う標準準拠システム移行委託料及び総合収納システム修正委託料等の減額、南部コミュニティセンター講堂の空調機を更新するための工事費の増額等であります。2項 徴税費は、人件費の調整であります。3項 戸籍住民基本台帳費は、1,008万4,000円の増額であります。人件費の調整と戸籍へのフリガナ記載及び令和8年4月に施行される民法改正への対応について、戸籍情報システム修正等委託料を増額するものであります。4項 選挙費から8項 環境整備費までは人件費の調整であります。3款1項 社会福祉費は3億8,995万3,000円の増額であります。人件費の調整と令和6年度の障害者医療費負担金等の精算による返還金の増額、光熱水費の不足に伴うふれあいセンター管理運営委託料の増額、利用人数などの増加による居宅介護給付費、就労継続支援給付費等の増額等であります。2項 老人福祉費は9,440万5,000円の増額であります。人件費の調整と利用人数などの増加による後期高齢者福祉医療費給付金の増額、国庫補助金の内示があったことに伴う介護施設防災減災等支援事業補助金の増額、後期高齢者医療特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金の増額であります。3項 児童福祉費は、1,921万9,000円の増額であります。人件費の調整と令和6年度の児童手当交付金等の精算による返還金の増額であります。4項 生活保護費は、2億3,132万6,000円の増額であります。人件費の調整と令和6年度の生活保護費等負担金等の精算による返還金の増額、生活保護世帯の増加に伴う生活保護費の増額であります。4款1項 保健衛生費は、1,200万3,000円の減額であります。人件費の調整と利用者の増加に伴う産後ケア事業委託料の増額等であります。2項 清掃費及び5款1項 労働諸費は、人件費の調整であります。6款1項 農業費は171万9,000円の減額であります。人件費の調整と人件費の調整に伴う下水道事業会計繰出金の増額であります。

7款1項 商工費から58ページをお願いいたします。8款3項 河川費までは人件費の調整であります。4項 都市計画費は、4,457万5,000円の減額であります。人件費の調整と人件費の調整に伴う本庄土地区画整理事業特別会計繰出金及び下水道事業

会計繰出金の減額であります。5項 住宅費から10款3項 中学校費までは、人件費の調整であります。4項 幼稚園費は、91万2,000円の増額であります。人件費の調整と令和6年度の子育てのための施設等利用給付交付金等の精算による返還金の増額であります。5項 社会教育費は、253万3,000円の減額であります。人件費の調整と中部公民館地下駐車場、消防設備更新のための工事費の増額であります。

59ページをお願いいたします。

次に、第2表、繰越明許費補正であります。システム管理事業及び財務会計システム修正委託事業は、基幹系システムの標準準拠システムへの移行時期の延期に伴い、作業の一部が年度内に完了しないため、システム管理事業として3,412万2,000円を、財務会計システム修正委託事業として820万円をそれぞれ翌年度に繰り越すものであります。コミュニティセンター施設整備事業は、南部コミュニティセンターの講堂の空調機更新工事について、年度内の完了が見込めないため、1,657万7,000円を翌年度に繰り越すものであります。中部公民館施設整備事業は、地下駐車場の消防設備更新工事について、年度内の完了が見込めないため1,519万1,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正であります。標準準拠システム移行委託事業は、基幹系システムの標準準拠システムへの移行時期の延期に伴い、年度内の完了が見込めなくなり、契約期間を延長する必要があるため改めて設定するものであります。公共ファシリティマネジメント推進計画改定支援委託事業と三つ下の障害福祉計画等策定支援委託事業は、委託が翌年度にまたがるため設定するものであります。ふれあいセンター冷温水器修繕事業は、空調機のポンプを修繕するもので、工期が翌年度にまたがるため設定するものであります。障害福祉事務支援委託事業と二つ下の福祉医療事務支援委託事業、高齢者福祉医療事務支援委託事業は、令和8年4月から業務を委託するに当たり、受託者の事前準備期間が必要であるため設定するものであります。

60ページをお願いいたします。味岡児童館管理運営委託事業と北里児童館管理運営委託事業は、指定管理者の指定機関が複数年度にわたり、その間の委託料の支出が見込まれるため設定するものであります。小牧山桜まつり開催委託事業は、令和8年の桜まつりにおいてライトアップエリアの拡大と火器の使用許可を再開することに伴い限度額を増額するものであります。道路側溝補修事業から二つ下の道路側溝新設事業までは、公共工事の発注時期を平準化し、建設業者の経営の効率化や安定化、競争性の向上などのため設定するものであります。小学校と中学校のマイボトル給水器借上げ事業は、小中学校にウォーターサーバーを設置するもので、暑くなる前の令和8年5月末までに設置するため設定するものであります。なお、期間、限度額につきまし

ては、それぞれ記載のとおりであります。

続きまして、議案書第2号の41ページをお願いいたします。

議案第137号「令和7年度小牧市一般会計補正予算(第5号)について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,618万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ720億6,391万5,000円とするものであります。

42ページをお願いいたします。まず、歳入についてであります。

17款1項 国庫負担金は、1億3,271万9,000円の増額であります。子どものための教育保育給付交付金の増額によるものであります。2項 国庫補助金は14万2,000円の増額であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額によるものであります。3項 委託金は99万2,000円増額であります。事務費交付金の増額によるものであります。18款1項 県負担金は、6,635万8,000円の増額であります。施設型教育保育給付費等負担金の増額であります。2項 県補助金は325万1,000円の増額であります。施設型教育保育給付費等補助金の増額であります。21款2項 基金繰入金は2億7,846万円の増額であります。歳出の増額に伴い財政調整基金繰入金を増額するものであります。22款1項 繰越金は1億4,426万3,000円の増額であります。前年度繰越金を財源化するものであります。

43ページをお願いいたします。

次に歳出についてであります。43ページ、44ページの歳出の増額は、議案第134号及び議案第135号の条例改正に伴う人件費の増額が主なものであり、それ以外のものを説明させていただきます。

3款3項 児童福祉費は、3億9,548万6,000円の増額であり、このうち2億9,524万4,000円は、教育保育施設型給付費、地域型保育給付費及び保育施設型給付費について人事院勧告による公定価格の上昇等による給付費の増額であります。

以上で、議案第122号及び議案第137号の2議案の説明とさせていただきますが、別添で補正予算に関する説明書を提出させていただいておりますので御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、議案第123号、議案第128号、議案第129号、議案第138号及び議案第143号の5議案につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の61ページをお願いいたします。

議案第123号「令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」であります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ124億9,419万8,000円にしようとするものであります。第2条の繰越明許費及び第3条の債務負担行為の補正につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

62ページをお願いいたします

歳入であります。4款1項 他会計繰入金で3万2,000円の減額は、歳出における総務費の減額によるものであります。5款1項 繰越金で31万1,000円の増額は、前年度繰越金を財源化するものであります。

63ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。1款1項 総務管理費で2万3,000円の減額、2項 徴税費で9,000円の減額は、ともに会計年度任用職員の報酬等の調整によるものであります。6款1項 償還金及び還付加算金で31万1,000円の増額は、令和6年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金などの精算に伴う返還金であります。

64ページをお願いいたします。

次に第2表、繰越明許費であります。国民健康保険税賦課徴収事業は、基幹系システムの標準準拠システムへの移行時期の延期に伴い、年度内の完了が見込めないため委託料を繰り越すものであります。

次に第3表、債務負担行為補正であります。国民健康保険事務支援委託事業は、業務を委託するに当たり、受託者の準備期間を確保しようとするものであります。期間を令和7年度から令和8年度まで限度額を1,060万円とするものであります。高額療養費管理システム構築委託事業は、標準準拠システムへの移行時期の延期に伴い、本年度から令和8年度にかけてシステムを構築する必要があるため、債務負担行為を設定するもので、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を479万6,000円とするものであります。

少し飛んでいただきまして、81ページをお願いいたします。

議案第128号「令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」であります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,817万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ101億485万8,000円にしようとするものであります。

82ページをお願いいたします。

歳入であります。1款1項 介護保険料で9,000万円の増額は、保険料収入の歳入見込みによるものであります。3款1項 国庫負担金で8,512万6,000円の増額は、歳出

における保険給付費の増額に対する負担金であります。2項 国庫補助金で1,040万1,000円の増額は、歳出における地域支援事業費の増額に対する補助金と令和6年度の補助金の確定に伴う精算であります。4款1項 支払基金交付金で1億2,081万6,000円の増額は、歳出における保険給付費の増額などに対する交付金であります。5款1項 県負担金で6,709万6,000円の増額は、歳出における保険給付費の増額に対する負担金であります。3項 県補助金で650万円の増額は、歳出における地域支援事業費の増額に対する補助金と令和6年度の補助金の確定に伴う精算であります。7款1項 一般会計繰入金で4,747万2,000円の増額は、歳出における保険給付費の増額などに伴う繰入金の増額と令和6年度の繰入金の確定に伴う精算であります。2項 基金繰入金で2,700万9,000円の減額は、介護保険料の増額及び繰越金の財源化などにより繰入金を減額するものであります。8款1項 繰越金で1億3,776万8,000円の増額は、前年度繰越金を財源化するものであります。

83ページをお願いいたします。

次に歳出であります。1款1項 総務管理費で306万2,000円の減額は、会計年度任用職員の報酬等の調整によるものであります。3項 介護認定審査会費で43万8,000円の増額は、介護認定審査会の委員の増員に伴い業務用備品を購入するものであります。2款1項 介護サービス等諸費で4億4,767万9,000円の増額は、居宅介護サービス給付費などの執行見込みによるものであります。2項 その他諸費で22万円の増額は、審査支払手数料の執行見込みによるものであります。3項 高額介護サービス等費で1,727万9,000円の増額は、高額介護サービス費などの執行見込みによるものであります。4項 高額医療合算介護サービス等費で320万円の増額は、高額医療合算介護サービス費の執行見込みによるものであります。3款1項 介護予防生活支援サービス事業費で3,029万2,000円の増額は、介護予防生活支援サービス事業費の執行見込みによるものであります。6款1項 償還金及び還付加算金で4,212万4,000円の増額は、令和6年度介護給付費負担金などの精算に伴う返還金であります。

続きまして85ページをお願いいたします。

議案第129号「令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

歳入歳出の補正で、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,305万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ48億1,693万2,000円にしようとするものであります。第2条の繰越明許費及び第3条の債務負担行為につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

86ページをお願いいたします。

歳入であります。2款1項 一般会計繰入金で2,749万2,000円の増額は、歳出における広域連合納付金の増額によるものであります。3款1項 繰越金で1,556万4,000円の増額は、前年度繰越金を財源化するものであります。

87ページをお願いいたします。

次に歳出であります。2款1項 広域連合納付金で4,305万6,000円の増額は、令和6年度の保険料等負担金及び療養給付費負担金の確定に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

88ページをお願いいたします。

次に第2表、繰越明許費であります。後期高齢者医療保険料徴収事業は、基幹系システムの標準準拠システムへの移行時期の延期に伴い、年度内の完了が見込めないため、委託料を繰り越すものであります。

次に第3表、債務負担行為であります。後期高齢者医療事務支援委託事業は、業務を委託するに当たり、受託者の準備期間を確保しようとするものであります。期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を340万円とするものであります。

続きまして、議案書第2号の45ページをお願いいたします。

議案第138号「令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」であります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ124億9,480万5,000円にしようとするものであります。

46ページをお願いいたします。歳入であります。

4款1項 他会計繰入金で60万7,000円の増額は、歳出における総務費の増額によるものであります。

47ページをお願いいたします。次に歳出であります。

1款1項 総務管理費で14万1,000円の増額、2項 徴税費で46万6,000円の増額は、ともに議案第134号の条例改正に伴う人件費の増額によるものであります。

少し飛んでいただきまして65ページをお願いいたします。

議案第143号「令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ101億723万4,000円にしようとするものであります。

66ページをお願いいたします。歳入であります。

7款1項 一般会計繰入金で237万6,000円の増額は、歳出における総務管理費の増額によるものであります。

67ページをお願いいたします。次に歳出であります。

1款1項 総務管理費で237万6,000円の増額は、議案第134号の条例に関する条例改正に伴う人件費の増額によるものであります。

以上で議案第123号、議案第128号、議案第129号議案第138号及び議案第143号の5議案の説明とさせていただきます。

なお別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので、御参照いただくとともに、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、議案第124号から議案第127号及び議案第139号から議案第142号までの8議案について御説明申し上げます。

議案書の65ページをお願いいたします。

議案第124号「令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4億3,805万円とするものであります。

66ページをお願いいたします。歳入であります。

5款1項 繰越金で56万7,000円の増額であります。

67ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項 総務管理費で56万7,000円の増額は人件費の調整であります。

69ページをお願いいたします。

議案第125号「令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億379万1,000円とするものであります。

70ページをお願いいたします。歳入であります。

6款1項 繰越金で83万1,000円の増額であります。

71ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項 総務管理費で83万1,000円の増額は人件費の調整であります。

73ページをお願いいたします。

議案第126号「令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正

予算（第1号）について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億4,632万9,000円とするものであります。

74ページをお願いいたします。歳入であります。

5款1項 繰越金で73万4,000円の増額であります。

75ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項 総務管理費で73万4,000円の増額は人件費の調整であります。

77ページをお願いいたします。

議案第127号「令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,291万8,000円とするものであります。

78ページをお願いいたします。歳入であります。

3款1項 一般会計繰入金で28万2,000円の減額であります。

79ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項 総務管理費で28万2,000円の減額は人件費の調整であります。

議案書第2号の49ページをお願いいたします。

議案第139号「令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4億3,849万7,000円とするものであります。

50ページをお願いいたします。歳入であります。

5款1項 繰越金で44万7,000円の増額であります。

51ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項 総務管理費で44万7,000円の増額は、議案第134号の条例改正に伴う人件費の増額であります。

53ページをお願いいたします。

議案第140号「令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42

万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億421万6,000円とするものであります。

54ページをお願いいたします。歳入であります。

6款1項 繰越金で42万5,000円の増額であります。

55ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項 総務管理費で42万5,000円の増額は、議案第134号の条例改正に伴う人件費の増額であります。

57ページをお願いいたします。

議案第141号「令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億4,674万5,000円とするものであります。

58ページをお願いいたします。歳入であります。

5款1項 繰越金で41万6,000円の増額であります。

59ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項 総務管理費で41万6,000円の増額は、議案第134号の条例改正に伴う人件費の増額であります。

61ページをお願いいたします。

議案第142号「令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,332万8,000円とするものであります。

62ページをお願いいたします。歳入であります。

4款1項 繰越金で41万円の増額であります。

63ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項 総務管理費で41万円の増額は、議案第134号の条例改正に伴う人件費の増額であります。

以上、議案第124号から議案第127号及び議案第139号から議案第142号までの8議案の説明とさせていただきますが、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので御参照いただき、よろしく御審議賜り賜りますようお願いいたします。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして議案第130号及び議案第144号の2議案について御説明申し上げます。

議案書の89ページをお願いいたします。

議案第130号「令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第2号）について」であります。

第2条で予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、支出の補正をするものであります。

第1款 病院事業費用で8,073万円を減額し、総額を268億6,440万9,000円にしようとするもので、その内訳は第1項 医業費用で8,837万1,000円の減額、第2項 医業外費用で764万1,000円の増額であります。内容でありますが、人件費の調整と控除できない消費税相当額の増額などを見込むものであります。

次に、第3条で予算第5条で定めた債務負担行為に追加をしようとするものであります。内容でありますが、未収金回収業務委託事業としまして、期間を令和7年度から令和10年度までとし、限度額を1,590万円とするものであります。

次に、第4条では予算第8条で定める議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を8,397万1,000円減額し、総額を117億4,793万3,000円にしようとするものであります。

次に、第5条では予算第10条に定める棚卸資産の購入限度額を9,099万円増額し、総額を89億1,488万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第144号について御説明申し上げます。

議案書第2号の69ページをお願いいたします。

議案第144号「令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第3号）について」であります。

第2条で予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち支出の補正をするものであります。

第1款 病院事業費用で4,885万8,000円を増額し、総額を269億1,326万7,000円にしようとするもので、その内訳は第1項 医業費用で4,886万1,000円の増額、第2項 医業外費用で3,000円の減額であります。内容でありますが、議案第134号、第135号の条例改正などに伴う人件費の増額及びそれに伴う消費税及び地方消費税の減額であります。

次に、第3条で予算第8条で定める議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を4,886万1,000円増額し、総額を117億9,679万4,000円にしようとするものであります。

以上で議案第130号及び議案第144号の2議案の説明とさせていただきます。なお、別添で補正予算に関する説明書を提出させていただいておりますので、御参照いただ

き、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道部長（笹尾拓也）

続きまして、議案第131号、議案第132号議案第145号及び議案第146号の4議案について御説明申し上げます。

議案書の91ページをお願いいたします。

議案や第131号「令和7年度小牧市水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

第2条で令和7年度小牧市水道事業会計予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額の補正であります。支出につきまして、第1款第1項 営業費用を55万4,000円増額し、29億7,114万3,000円にしようとするものであります。これは人件費の調整を行うためであります。

第3条では予算第4条で定めた資本的収入及び支出の本文括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億6,744万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金10億1,738万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,006万1,000円で補填するものとし、人件費の調整により、資本的支出のうち第1款第1項 建設改良費を222万5,000円減額し、12億5,571万円にしようとするものであります。

第4条では予算第7条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を143万1,000円減額し、2億2,737万2,000円にしようとするものであります。

93ページをお願いいたします。

議案第132号「令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

第2条で令和7年度小牧市下水道事業会計予算第2条で定めております業務の予定量について、主要な建設改良事業のうち汚水環境整備事業で300万1,000円減額し、7億5,973万3,000円に改めるものであります。

第3条では予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入につきましては第1款第2項 営業外収益を151万6,000円減額し、16億4,484万6,000円に、支出につきましては第1款第1項 営業費用を同額減額し、29億9,072万2,000円にしようとするものであります。これは人件費の調整を行うためであります。

第4条では予算第4条の本文で定めた資本的収入及び支出の本文括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億6,098万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億9,308万4,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,448万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額341万2,000円で補填す

るものとし、人件費の調整により、資本的収入のうち第1款第3項 出資金を300万1,000円減額し、5億3,617万7,000円に、資本的収支のうち第1款第1項 建設改良費を同額減額し、12億5,332万4,000円にしようとするものであります。

第5条では予算第10条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を388万7,000円減額し、1億5,875万5,000円にしようとするものであります。

94ページをお願いいたします。

第6条では予算第11条で定めた他会計からの補助金について118万8,000円を増額し、2億4,721万円に改めるものであります。

続きまして、議案書第2号の71ページをお願いいたします。

議案第145号「令和7年度小牧市水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

第2条で令和7年度小牧市水道事業会計予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額の補正であります。支出につきまして、第1款第1項 営業費用を535万7,000円増額し、29億7,650万円にしようとするものであります。これは議案第134号の条例改正によるものであります。

第3条では予算第4条で定めた資本的収入及び支出の本文括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億7,014万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金10億2,008万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,006万1,000円で補填するものとし、議案第134号の条例改正により、資本的支出のうち第1款第1項 建設改良費を270万5,000円増額し、12億5,841万5,000円にしようとするものであります。

第4条では予算第7条で定めた議会の議決を経なければ利用することができない職員給与付与806万2,000円増額し、2億3,543万4,000円にしようとするものであります。

73ページをお願いいたします。

議案第146号「令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。

第2条で、令和7年度小牧市下水道事業会計予算第2条で定めております業務の予定量について、主要な建設改良事業のうち汚水環境整備事業で232万1,000円増額し、7億6,205万4,000円に改めるものであります。

第3条では予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入につきましては、第1款第2項 営業外収益を223万5,000円増額し、16億4,708万1,000円に、支出につきましては、第1款第1項 営業費用を同額増額し、29億9,295万7,000円にしようとするものであります。これは議案第134号の条例改正に

よるものであります。

第4条では予算第4条で定めております資本的収支収入及び支出の予定額の補正であります。収入につきましては、第1款第3項 出資金を232万1,000円増額し、5億3,849万8,000人円に、支出につきましては第1款第1項 建設改良費を同額増額し、12億5,564万5,000円にしようとするものであります。これは議案第134号の条例改正によるものであります。

第5号では予算第10条で定めた議会の議決を経なければ利用することができない職員給与費を455万6,000円増額し、1億6,331万1,000円にしようとするものであります。

第6条では予算第11条で定めた他会計からの補助金について22万8,000円増額し、2億4,743万8,000円に改めるものであります。

以上で、議案第131号、議案第132号、議案第145号及び議案第146号の4議案の説明とさせていただき、なお、別添で補正予算に関する説明書を提出させていただいておりますので御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（舟橋秀和）

ただいま議題といたしております議案第113号から議案第132号まで及び議案第134号から議案第146号までの議案33件の質疑については、後日の本会議において行いますので御了承願います。

次に、議案第133号及び諮問第5号から諮問第8号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### ○副市長（伊木利彦）

ただいま上程されました議案第133号及び諮問第5号から諮問第8号までについて御説明申し上げます。

議案書の95ページをお願いいたします。

議案第133号「小牧市公平委員会委員の選任について」であります。

この議案は、委員久志本修一氏の任期が令和7年12月20日に満了することに伴いまして、後任者として久志本修一氏を再度選任しようとするものであり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

なお、参考といたしまして96ページに経歴書を添付させていただいておりますので御参照いただきたいと思います。

97ページをお願いいたします。

諮問第5号から諮問第8号までは、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めようとするもので

あります。それでは順に御説明申し上げます。

諮問第5号につきましては、委員井上靖生氏の任期が令和8年3月31日に満了することに伴いまして、後任候補者に井上靖生氏を再度推薦しようとするものであります。

なお、参考といたしまして98ページに経歴書を添付させていただいておりますので御参照いただきたいと思います。

99ページをお願いいたします。

諮問第6号につきましては、委員伊東和子氏の任期が令和8年3月31日に満了することに伴いまして、後任候補者に伊東和子氏を再度推薦しようとするものであります。

なお、参考といたしまして100ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

101ページをお願いいたします。

諮問第7号につきましては、委員森川松子氏の任期が令和8年3月31日に満了することに伴いまして、後任候補者に丹羽和子氏を推薦しようとするものであります。

なお、参考といたしまして102ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

103ページをお願いいたします。

諮問第8号につきましては、委員山中小幸氏が令和8年3月31日付で辞任することに伴いまして、後任候補者に植村美奈氏を推薦しようとするものであります。

なお、参考といたしまして104ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で議案第133号及び諮問第5号から諮問第8号までの説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

### ○議長（舟橋秀和）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。

ただいまのところ発言通告はありません。発言はありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

### ○23番（河内伸一）

ただいま上程中の議案については、委員会付託を省略し直ちに討論に入られたい動議を提出いたします。

（「賛成」の声）

### ○議長（舟橋秀和）

ただいま河内伸一議員より動議が出され、動議は成立了しました。動議のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し直ちに討論に入ります。

ただいまのところ発言通告はありません。発言はありませんか。

(「なし」の声)

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第133号については、これを同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、諮問第133号「小牧市公平委員会委員の選任について」は、同意されました。

次に、諮問第5号については、これを原案に異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案に異議ない旨答申することに決しました。

諮問第6号については、これを原案に異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案に異議ない旨答申することに決しました。

次に、諮問第7号については、これを原案に異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案に異議ない旨答申することに決しました。

次に、諮問第8号については、これを原案に異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、諮問第8号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案に異議ない旨答申することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程については全部終了いたしました。

次の本会議は、12月8日午前10時より開きますので、定刻までに御参集お願いいいたします。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

(午前11時31分 散会)

令和 7 年小牧市議会第 4 回定例会議事日程 (第 1 日)

令和 7 年 11 月 28 日午前 10 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

( 番 議員)

( 番 議員)

第 2 会期の決定

( 日間)

第 3 諸般の報告

- 1 提出議案の報告
- 2 説明員出席要求者の報告
- 3 専決処分について (報告第 35 号、36 号)
- 4 陳情受理の報告

第 4 議案審議

自 議案第 113 号	上程・提案説明
至 議案第 117 号	
自 議案第 134 号	上程・提案説明
至 議案第 136 号	
自 議案第 118 号	上程・提案説明
至 議案第 121 号	
自 議案第 122 号	上程・提案説明
至 議案第 132 号	
自 議案第 137 号	上程・提案説明
至 議案第 146 号	
議案第 133 号 自 詮問第 5 号	上程・提案説明・質疑・委員会付託 (省略) ・討論・ 採決
至 詮問第 8 号	

## 令和7年小牧市議会第4回定例会会期日程（案）

令和7年11月28日午前10時 開議

月	日	曜	会議種別	開議時刻	事 項
11	28	金	本 会 議	午 前 10 時	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案上程・提案説明（人事案及び諮問は質疑・委員会付託（省略）・討論・採決）
	29	土	休 会		
	30	日	休 会		
12	1	月	休 会		(議案精読)
	2	火	休 会		(議案精読)
	3	水	休 会		(議案精読)
	4	木	休 会		(議案精読)
	5	金	休 会		(議案精読)
	6	土	休 会		
	7	日	休 会		
	8	月	本 会 議	午 前 10 時	一般質問
	9	火	本 会 議	午 前 10 時	一般質問
	10	水	本 会 議	午 前 10 時	一般質問、質疑・委員会付託
			委 員 会	本会議終了後	予算決算委員会
	11	木	委 員 会	午 前 10 時	総務委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会総務分科会
	12	金	委 員 会	午 前 10 時	福祉厚生委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会福祉厚生分科会
	13	土	休 会		
	14	日	休 会		
	15	月	委 員 会	午 前 10 時	文教建設委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会文教建設分科会
	16	火	休 会		(委員会予備日)
	17	水	委 員 会	午 前 10 時	予算決算委員会
	18	木	本 会 議	午 前 10 時	委員会審査報告・質疑・討論・採決

## 陳情文書表 (第4回定例会第1日)

受理番号	受理年月日	件名
1	R7. 10. 16	令和8年度教育予算に関する陳情書
2	R7. 10. 23	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
3	R7. 11. 5	令和8年度幼児教育・子育て支援関係予算についての陳情書